

◇確定申告書第二表 住民税に関する事項について

○ 配偶者や親族に関する事項 (20~23)											
氏名	個人番号				続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他	
					配偶者	明大昭平		○	○	○	○
						明大昭平令		○	○	○	○
						明大昭平令		○	○	○	○
						明大昭平令		○	○	○	○
						明大昭平令		○	○	○	○
						明大昭平令		○	○	○	○

○ 事業専従者に関する事項 (55)											
事業専従者の氏名	個人番号				続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額			
						明大昭平					
						明大昭平					

○ 住民税・事業税に関する事項											
住民税	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法特別徴収	自分で納付	都道府県、市区町村への寄附(特例控除対象)	共同基金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
	①	②	③	③	④	⑤	⑤	⑥	⑥	⑥	⑥
事業	非課税所得など										
業税	不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額										

証明書など申告書に添付しなければならない書類は添付書類の紙などに貼ってください。

① 非上場株式の少額配当等

確定申告不要制度を選択した非上場株式の少額配当等を含む配当所得の金額を記入します。(配当所得の金額(第一表⑤又は⑥欄の金額)と、確定申告不要制度を選択した非上場株式の少額配当等と足した金額)

② 非居住者の特例

対象の年の中で、非居住者期間があった方は、その期間中に生じた国内源泉所得について住民税は課税されません。その国内源泉所得のうち所得税等で源泉分離課税の対象となった金額を記入します。

③ 配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額

所得税及び住民税が特別徴収されている特定配当等、特定株式等譲渡所得について、確定申告をして所得税等の源泉徴収税額の控除や還付を受ける場合には、住民税についても特別徴収税額の控除や還付を受けることができますので、住民税における配当割額及び株式等譲渡所得割額の記入をします。(記入がない場合、控除や還付は受けることができません。)

なお、住民税において所得税と異なる申告不要制度を選択する場合は、④又は上場株式等に係る配当所得等または譲渡所得等の課税方式選択制度についてを参照してください。

④ 特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要

特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について、住民税において申告不要(所得税と異なる課税方式を選択する場合)とする場合に、○を記入します。

⑤ 給与・公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法

給与・公的年金等に係る所得以外(65歳未満の方は給与所得以外)の所得に対する住民税については、徴収方法を選択することができます。給与から差し引くことを希望する場合には、「特別徴収」に○を記入し、また、給与から差し引かないで別に窓口等で自分で納付することを希望する場合には、「自分で納付」に○を記入します。

※ 給与所得及び65歳以上の方の公的年金等に係る所得に対する住民税については、それぞれ給与又は公的年金から差引されます。

※ どちらにも○が記入されていない場合は、ご希望の徴収方法にならない場合がありますのでご注意ください。

⑥ 寄付金税額控除

都道府県・市区町村に対する寄付金(ふるさと納税等)や、1月1日現在における住所地の共同募金会と日本赤十字社支部に対する寄付金、1月1日現在における住所地の都道府県が条例で指定した寄付金、1月1日現在における住所地の市区町村が条例で指定した寄付金について、それぞれの合計寄付金額を記入します。

※ こちらの欄に寄付金額が未記入の場合、住民税において寄付金控除が受けられないことがあります。